

令和6年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

令和6年12月2日（月曜日）

議事日程第1号

令和6年12月2日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第81号
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第82号から同第89号まで
- 日程第8 議案第90号から同第99号まで
- 日程第9 議案第100号から同第102号まで及び同第104号から同第106号まで
- 日程第10 議案第103号
- 日程第11 請願第5号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第81号
- 追加日程第1 議長の辞職許可について
- 追加日程第2 議長選挙
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第3 議席の一部変更について
- 日程第7 議案第82号から同第89号まで
- 日程第8 議案第90号から同第99号まで
- 日程第9 議案第100号から同第102号まで及び同第104号から同第106号まで
- 日程第10 議案第103号
- 日程第11 請願第5号

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君
7番	田原	洋子君	8番	渡辺	栄一君
9番	加藤	康太郎君	10番	東野	恭行君
11番	保坂	悟君	12番	田中	立一君
13番	和泉	克彦君	14番	宮島	宏君
15番	中村	実君	16番	近藤	新二君
17番	古畑	浩一君	18番	田原	実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹君	副市長	井川	賢一君
総務部長	大嶋	利幸君	市民部長	渡辺	忍君
産業部長	五十嵐	博文君	総務課長	嶋田	猛君
企画定住課長	中村	淳一君	財政課長	猪又	悦朗君
能生事務所長	高野	一夫君	青海事務所長	仲谷	充史君
市民課長	川合	三喜八君	環境生活課長	木島	美和子君
福祉事務所長	山岸	千奈美君	健康増進課長	林	壮一君
商工観光課長	大西	学君	農林水産課長	星野	剛正君
建設課長	長崎	英昭君	都市政策課長	内山	俊洋君
会計管理者	山田	康弘君	ガス水道局長	山口	和美君
会計課長兼務	竹田	健一君	教育長	靄本	修一君
消防長	山本	喜八郎君	教育委員会こども課長	室橋	淳次君
教育次長	古川	勝哉君	教育委員会生涯学習課長	磯貝	恭子君
教育委員会こども教育課長	嵐口	守君	中央公民館長兼務		
教育委員会文化振興課長			市民図書館長兼務		
歴史民俗資料館長兼務					
長者ヶ原考古館長兼務					
市民会館長兼務					
			監査委員事務局長	陶山	智君

〈事務局出席職員〉

局 長 磯 貝 直 君 次 長 伊 藤 伸 一 君
係 長 水 島 誠 仁 君

〈午前１０時００分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより、令和６年第４回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、１０番、東野恭行議員、１８番、田原 実議員を指名いたします。

日程第２．会期の決定

○議長（松尾徹郎君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

１１月８日、１１月２５日及び１１月２９日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

宮島 宏議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔１４番 宮島 宏君登壇〕

○１４番（宮島 宏君）

おはようございます。

去る１１月８日、１１月２５日、１１月２９日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

１１月２５日の議会運営委員会では、以下のことについて協議されています。

本日招集されました第４回市議会定例会に提出されました議案は、配付の議案書のとおり、専決処分の承認が１件、条例の改正が１４件、令和６年度補正予算が４件、人事案件が１件、その他が７件で、合計２７件のほか、諮問案件が４件であります。

このうち、議案第81号の専決処分の承認については本定例会初日に、また、議案第107号、教育長の任命につきましては定例会最終日に、いずれも委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくこととしました。

その他の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査することで、委員会の一致を見ております。

また、人権擁護委員候補者の推薦についての諮問4件については、定例会最終日に、いずれも委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことにしました。

本日の議会初日の議事日程については、11月8日の全員協議会で松尾議長の辞職表明がなされたことを受け、議案第81号、専決処分の承認の後、議長の辞職許可及び議長の辞職が許可された後、議長選挙を日程に追加することとしております。

その後、議会運営委員の選任を行います。11月8日に和泉議員が議会運営委員を辞任され、議会運営委員が1名欠員となったことから、委員の補充を行いたいものです。

議会運営委員の選任後、休憩を取り、議会運営委員会を開催することとしております。

11月8日の議会運営委員会においては、委員長から、委員長を辞任したいとの申出がありましたので、新しい委員を加えた上で、委員長の辞任許可、新しい委員長の互選を行う予定としております。

その他の議案については、それぞれ所管の常任委員会へ付託の上、審査することで委員会の一致を見ております。

次に、本定例会の会期につきましては、本日から12月19日までの18日間とし、日程は、お手元配付の日程表のとおりであります。

また、一般質問につきましては、期日までに申入れがあった方は14名であります。これを初日5人、2日目5人、3日目4人で行うこととしております。これによりまして、一般質問の4日目、12月11日は休会といたしております。

なお、一般質問の申出があった方を11月25日の議会運営委員会では13人とし、日程を初日5人、2日目5人、3日目3人としておりましたが、期日までに口頭で議会事務局局員に通告した1人が、通告者のリストから漏れていたことが分かり、29日の議会運営委員会において、リストから漏れていた1人の一般質問も認め、日程を、初日5人、2日目5人、3日目4人と変更したものであります。

次に、請願の取扱いについてご報告いたします。

請願第5号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願1件が、受理されております。

こちらは、総務文教常任委員会に付託の上、審査願うことといたしております。

委員長報告につきましては、総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。

令和6年度の補正予算及び令和7年度予算議会費の要求につきましては、予算要求段階の内容について事務局から説明があり、委員からは質疑がございました。

次に、議会運営について申し上げます。

議会運営については、１１月８日と１１月２５日の両日に、ハラスメント事案についてほかを協議しております。

最初に、１１月８日の内容について、ご報告いたします。

１１月８日の議会運営委員会では、旧清新クラブが、当時、同クラブに所属していた伊藤 麗議員の市長選立候補表明に伴って行った対応や発言が議会運営委員会内につくられた調査チームによって、ハラスメントであると認定されたことを受け、宮島委員長と和泉克彦議員から、陳謝とともに、その責任を取って、それぞれ議会運営委員会委員長と委員を辞任したいという意向が述べられました。

１１月２５日の議会運営委員会では、１１月８日のその他の項目で、委員から、議長と副議長となった者は会派から抜けたほうがよいのではないかとという提案に対し、委員からは賛成という意見のほか、２人だけの会派の場合、このルールを適用すると、会派として成立できなくなってしまうので、反対という意見がございました。この件につきましては、継続審議となっています。

本日配付の日程表にあります１２月５日の議会運営委員会の開催につきましては、新委員が加わり、新委員長の体制となった議会運営委員会で協議することで意見の一致を見ております。

ほかにも議論が交わされておりますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○１８番（田原 実君）

おはようございます。

委員長、今ほどは、報告ありがとうございました。

気になるところ１点だけお聞かせください。

ハラスメント防止条例、これによって、議長と委員長が役を降りるという今まで糸魚川市議会にはない事態が生じてしまいました。これをさらに混乱させるつもりはございませんが、その責任の所在ということにおきまして、一応、役を辞したからという形にはなっているものの、

、こういったものを今行っておかなければ、何となくうやむやになるのではないかと思いますけど、その点、委員会の中では話は出ませんでしたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔１４番 宮島 宏君登壇〕

○１４番（宮島 宏君）

ご指摘いただき、ありがとうございます。

今ご質問の件については、これまでの議会運営委員会で、委員の方から、特にそのことについて

触れる発言はございませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

これは、私も議員の一人として大きな責任を負うものでありますけれども、そういうことではすね、いかんと思うんですよ。やはり委員長は、あるいは議長が、そのことを皆さんに諮るということは、今回は難しかったでしょうけれども、ハラスメント防止条例に抵触してしまつて役を辞するような事態を起こしてしまったというを、いま一度みんなよく話し合うべきではないかと思うんですよね。

委員長は、委員会の中で出されたことしか報告できないということではありますけれども、やはり委員長の責任において、それをどうお感じになってるか。また、新しい議会運営委員会にどのような申し送りをしたいとお考えになっているか。あとですね、二度とハラスメントを起こさないんだといったところをやはり糸魚川市議会として市民の皆さんにお伝えする必要があると思うんですけれども、その点はどのようにお考えか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

ご質問いただき、ありがとうございます。

田原議員も、冒頭お話しになったように、この委員長報告は、委員会で行われた発言しかご報告できません。いろいろ考えるところはもちろんございますけれども、この場では発言ができませんので、お許してください。

〔「申し送りは」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

申し送りについては、私が今、委員長ですけども、次の新しい委員長の間でいろいろ相談がなされるものと思います。ただ、それは新委員長の考え方にもよると思いますので、それ以上のことは、ここでは申し上げられないと思います。当然、議会運営委員会は継続していくものだと思いますので、ここでハラスメントは全部解決、終わりと。そういうことではないのは、言うまでもございません。

○議長（松尾徹郎君）

田原議員に申し上げます。

委員長報告に対する質疑にとどめるよう、あくまでもお願いいたします。

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

ハラスメント防止条例が、今一番の糸魚川市議会の課題というかですね、問題になったわけです

よ。なので、私の質問を遮ることは、やめていただきたいと思います。

ハラスメント防止条例ね、今、議長にいろいろご注意を受けたんで、私、何を言おうとしたかちょっと分かんなくなってしまうて申し訳ないんですけども、いろいろとその問題点が指摘されておりましたよね。これは委員長のほうで把握されてると思うんですけども、これから改善をしていく必要があると思います。場合によったら、責任を感じて、一度これ、取りやめにしてしまうということも一つの責任の取り方だと思うんですが。私が思うところは、議長に権力といいますか、いろんな力が集中しているのではないか、そこが問題ではないかということが指摘をされておりました。その点、委員会の中でどのように協議されたのかなといったところ、これ早くやらないとですね、今のまんま行ってしまうということは、また今回と同じような事態を招いてしまうことになるわけですから、
というふうに市民に取られるんじゃないでしょうか。これ以上、答弁を求めるのは大変だ、答えにくいということであれば、ここにとどめたいと思います。
終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

田原議員から、今ほどあった質問の前段、ハラスメント防止条例にある種々の問題、これは、議会運営委員会でも、これまでかなり長い時間かけて協議しております。特にハラスメントのアンケートをするかどうか。するとしても、ハラスメント防止条例に種々の問題点があるということは、この3月以降、運用している中で非常に明らかになっている部分がございます。これは、これまでの議会運営委員会でもそういった指摘が委員からされておまして、まず、ハラスメント防止条例の改定に向けて、議会運営委員会で協議が必要ではないかと、そういった動きになっております。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前 10 時 18 分 休憩〉

〈午前 10 時 26 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から１２月１９日までの１８日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から１２月１９日までの１８日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第３．行政報告

○議長（松尾徹郎君）

日程第３、行政報告について、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和６年第４回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただきまして、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、条例改正や補正予算など２７件の議案についてご審議をお願いいたします。この機会に２点について、ご報告申し上げます。

初めに、令和６年度の除雪体制について、ご報告申し上げます。

気象庁が発表した最新の１２月から２月までの３か月予報では、冬型の気圧配置が強まり、降雪量は平均並みか多いと見込まれると発表されるなど、厳しい冬となることが予想されております。この予報を踏まえ、例年以上の降雪に備え、万全の除雪体制を構築し、安全・安心な冬期交通の確保に努めてまいります。

次に、大阪・関西万博におけるヒスイ展示について、ご報告申し上げます。

来年４月から開催される２０２５年日本国際博覧会において、会場内の静けさの森と、国賓をお迎えする迎賓館に、糸魚川産出のヒスイの原石が展示されることとなりました。

また、新潟県催事では、ヒスイや糸魚川真柏を展示するとともに、当市の食の魅力についてもＰＲすることといたしております。

今後、県や日本国際博覧会協会と連携をいたしまして、万博に向けた機運の醸成を図るとともに、万博を訪れる国内外の皆様をはじめ、関西方面からのさらなる交流人口、関係人口の拡大に向けて、糸魚川の魅力を積極的に発信してまいります。

以上、２点についてご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様から特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

これで、行政報告は終わりました。

日程第４．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第４、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔１０番 東野恭行君登壇〕

○１０番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中に所管事項調査及び市外調査を行っておりますので、主な内容について、ご報告いたします。

まず、１１月５日に開催した委員会について、調査項目は、（仮称）駅北子育て支援複合施設整備事業についてであります。

冒頭、こども課から、施設の整備及び運営事業に係る優先交渉権者及び次点交渉権者の決定について、説明がありました。

委員より、旧東北電力ビル解体工事の入札状況について、この金額では難しいという現場の意見も聞く。見通しの甘さを認めるべきではないか。この土地を子育て支援複合施設に使うにしろ、使

わないにしろ、ビル解体には議会は同意している。今後どのように進めていくのかとの質疑に対し、米田市長より、不調が続いているが、入札行為の途中であり、金額の見直しはまだ早いと考えていると答弁がありました。

委員より、解体工事の入札の不調が続いた場合、優先交渉権者と協議する手法もあるのではないかと質疑に対し、担当より、事務レベルでは様々な検討を進めているが、現段階では答えられないと答弁がありました。

委員より、ようやく施設の整備・運営案が示されたが、次点の案を見ることはできないのか。仮に、優先交渉権者が辞退した場合、議会は次点の案を知らないまま、これを認めることになるとの質疑に対し、担当より、今回、優先交渉権者の提案内容を示したが、次点となった提案には、事業者のアイデアなどが含まれており、募集要項でも基本的に公開しないルールとなっていることから、現時点では提示できない。優先交渉権者の協議が調わず、次点交渉権者との協議になった場合には提示することになると答弁がありました。

委員より、DBOで一番重要なことは、しっかりと10年間運営できるかどうか、地域貢献や自主事業のプラスアルファに期待できるかという観点である。一時預かり保育を19時まで行う提案など、地域へのメリットも感じられるが、この図面だけでは、設計、建設ありきの部分が見受けられる。運営に関する内容は示していないのかとの質疑に対し、担当より、設計の契約等を結んだ後、早い段階で、市民説明会を開催したいと考えている。その中で、詳しい図面、運営内容などを示し、また、その場でも意見をいただければと考えていると答弁がありました。

委員より、当事業について、今後の議会との協議や議案などのスケジュールを問う質疑に対し、担当より、予算については、その年度ごとに必要となる予算の審議をいただくこととなる。また、令和8年6月に、工事請負契約の議決が必要になると考えていると答弁がありました。

次に、9月30日、10月1日に市外調査を行っておりますので、概要を報告いたします。

まず、9月30日に視察した千葉県佐倉市のファシリティマネジメントについてであります。委員より、佐倉市の職員が、土地・建物・設備といったファシリティの見える化を図り、一元化・共有化することで、財産を持ち続けることが財政を圧迫していくという危機感を全職員の共通認識として取り組んできた。そういう精神的な部分、システムの部分は、見習うべきところではないか。佐倉市が、いち早くファシリティマネジメントに取り組み、経費の最小化と施設の効用の最大化を図るなど、造って終わりということではなく、持続可能な良質な資産として、次世代へ渡していこうとする考え方は評価できるという意見。また、糸魚川市においては、職員数が少なく、いろいろな業務を1人で兼任している実情もあり、職員の配置についてもしっかり考える必要があるように感じたとの意見もありました。

次に、10月1日の長岡市の視察であります。長岡市は、保育士などが常駐した子育て支援拠点施設を市内に幾つも整備しており、この整備・運営の状況と、駅北子育て支援複合施設の参考となる施設として、同市の「子育ての駅 てくてく」を調査しております。

委員より、「子育ての駅 てくてく」の建設費が4億800万円で、今、糸魚川市が計画している施設は12億4,200万円。「てくてく」は16年前に造られた施設で、図書スペースの機能がないこともあるが、かなりコストが低く抑えられているように感じた。また、「てくてく」の運営を直営としている事情について、実際は外注したいが、なかなか受け手がいないという話で、外

部委託の方向性は確認された。また、受益者負担のキャッシュレス決済も今後対応の方向であるなど、細やかな部分での利便性の向上も図られているとの意見がありました。

このほかにも意見等がありました。報告は割愛いたします。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔１１番 保坂 悟君登壇〕

○１１番（保坂 悟君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、去る１１月２０日に所管事項調査を行っておりますので、その内容について、ご報告いたします。

まず、糸魚川ジオステーションジオパル鉄道ジオラマ修繕委託契約不適合履行追完についてでは、担当より、これまでの経緯と今後の取組についての説明がありました。

鉄道ジオラマ修繕委託の経緯では、９月２６日、２７日の２日間と１０月２２日から２４日の３日間において、新型デジタルカメラカーのテスト走行を実施し、１０月３１日には、関係者立ち合いの下、株式会社ディディエフから新型デジタルカメラカーがジオパル納品後、担当課へ履行追完届が提出された。届出を受け、１１月７日に株式会社ディディエフ立ち合いの下、事務処理要領で定められている検査員として財政課の工事検査監が、検査を実施した。検査した結果は、昨年１１月に契約不適合として追完請求した内容を全て満たしていることから、１１月８日付で契約不適合履行追完検査済証を株式会社ディディエフへ交付し、一連の事務処理を終えた。今後については、引き続き、ジオパルスタッフの作業量の把握及び運用方法の改善により、ジオラマ運営の適正化を図り、一層の来場者へのサービス向上に努めていく。また、使用料や運営時間の見直し、同規模施設の運営方法等の調査研究、ジオラマ更新計画の検討や策定に取り組んでいくと説明がありました。

委員より、Ｎゲージ外側のレールで、新幹線車両の走行を希望するお客の対応についてどうする

のかとの質疑に、担当より、昨年の１２月の現地検査においても新幹線同士を走らせても接触しないということを確認している。お客様がどうしてもそこで走らせたいという場合でも、普通の規定の電車を走らせるようお願いしたいと思っているが、イベントなど特殊な場合には、要望に添うよう今後運用を検討していきたいと思っていると答弁がありました。

委員より、検査時のテスト走行において、Nゲージジオラマにて最大の９台を同時走行３０分間実施したのかとの質疑に、担当より、検査時には、約１５分から２０分間の走行を確認している。また、納入期間から検査日までの２週間という期間の中で不都合がなかったことをジオパルスタッフから確認していると答弁がありました。

委員より、現地視察の際に、モニター画面にノイズが入ったり一時静止する場合が見受けられた。ジオパルスタッフや関係者で検証したということだが、そのときに映像のノイズや一時静止は確認していないのかとの質問に、担当より、検査確認した際にもノイズなどは発生していた。しかし、今回追完請求しているのは、デジタルカメラの部分についてであり、基本的にはしっかり納品されている。また、ノイズ等が発生する事象は、車両のモーター、レールの状況等の様々な外的要因や、車両の劣化などにより見込んでいるものであり、それは許容範囲の中だということで引き受けたものであると答弁がありました。

このほかにも利用料金、施設の維持管理、施設運用等について多くの質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

次に、糸魚川市地域公共交通計画（案）の策定についてでは、担当より、平成２９年３月に策定した地域公共交通網形成計画について、本年度が計画期間の最終年度となっており、新たに地域公共交通計画（マスタープラン）という形で素案を作成した。先日、公共交通協議会において、事業者、一般市民の方からもご意見をいただいている。建設産業常任委員会においても意見をいただきたいものであると説明がありました。

各委員より、鉄道、路線バス、高速バスを利用しやすくするための工夫や、タクシーやコミュニティバス、ライドシェア、自動運転車両等の導入などの二次交通、積極的な運転手確保策の推進、キャリア教育と交通業界の人材育成の連携、医療機関や福祉タクシー等の連携について多くの質疑等がございましたが、報告は割愛いたします。

次に、簡易水道の料金改定についてでは、担当より、資料を基に詳細な説明がありました。

委員より、特段の質疑はなく、説明内容は了承されております。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○１７番（古畑浩一君）

それでは質問させていただきます。

ただいまジオパルのね、鉄道ジオラマについて、いわゆる１年間遅れたわけですけどね。その検

査の結果、大丈夫なので引き取りますというふうなことでありましたが、これはやはり委員会の中でもかなり指摘されたと思いますが、いわゆる画面のちらつきですとか、また、私たちの見ている前で列車が走行しない、止まってしまう等の、何だろう接触不良みたいなものがあります。それから、モニターに対してだってそんなにきれいではありませんよね、映りが。そして、前回でも問題になりましたが、そのカメラカーのカメラは、基本的には純粋なものなのか。前年はね、前回はドローンの空中カメラの、ドローン用のカメラを流用してそこにつけたということで、かなりそれは目的外使用に当たるんじゃないかということですね、ちゃんと総務省等の許可が下りているのかどうか確認をしたのかどうかね、まずその辺の全体の考え方、お聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

古畑議員のご質問にお答えいたします。

今ほどのカメラの画像のちらつき、また車両が止まってしまう、またモニターがきれいでないという部分ですけれども、現地視察のときに、当然今おっしゃられた指摘のとおり、車両止まったり画像の乱れがありました。ただ、モニターの画像については、きれいだったという声もありましたので、そういう意見もあったということでもあります。

そこで、最後の純粋なカメラのものはどうかということで、それにつきましても委員会のほうでは、新しい、新規の車両ということで、カメラもデジタル化して、バッテリーも2両編成型のものにしてあって、大きなバッテリーをつけたということでありまして、ここが特徴的なのは、まだ新しい規格のものを今申請している段階で、春頃に、その申請が正式に通れば許可になりますし、またそれが不適合になると、その車両自体は使用が駄目になるというような回答をいただいております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

委員長、やっぱりそこなんですよね。結局、検査が終了してないわけですよ。許可が下りるか、下りないかは、来春の話になると。それを現時点の中でさ、全部工事が終了したということに対して通るということはさ、これやっぱりあってはならんことだと思いますよ、ねえ。それはやはり委員会の中でしっかりと審議をしていていただきたい。だから、受け取るなり完了の、いわゆる認めるなりは、猶予を持つべきでしょうね、来年の春まで。任期も私たち切れますけどね、そこまでいっぱいについて、やっぱりそこは監視する役目があると思います。

それから、もう一点なんですけどね、ここはディディエフの社長が来てたんですよ。ディディエフの社長さんというと、ずっとね、この問題について市民からの訴えがあって、私も携わってきましたけど、いわゆる観光協会、そこのジオパルの観光協会の職員に対するパワーハラスメント、それがもとで職員が辞めたりなんざりしてますよね。今回も工事具合、確認検査の状態を確認したい

って、一緒に行きたいって言ってたんですけども、やはり怖くて、ディディエフの社長が怖くてね、顔を見れなくて、私は遠慮させてもらいますということだったんだよ。

でさあ、保坂さんはね、特にこのパワハラ、ハラスメント条例を議会でも制定すればどうかといっただけの人ですよ、副議長時代にさ。あなたが委員長をやってね、この建設産業常任委員会では、今回は全然このハラスメント問題については一切触れてないんじゃないですか。それはやはり問題だと思うし、そういう問題のある業者を、しかも、今後メンテナンスのほうの管理運営として認めていくんでしょう。これ、おかしいんじゃないですか、行政も議会も。ハラスメントをやった被害者が、いまだ怖くてその社長の顔が見えないほどの精神的負担を感じているのにね、その社長が目の前にいるのに、たしか私、社長に対して、あなたパワハラについてはどう思うかというときにさ、委員長は止めましたよね、まあまあこの件は、今はそのときじゃないんで、あなた傍聴議員でしょということで止められました。じゃあその分、委員会ではちゃんとやってくれたんでしょうね、お聞きします。しなかったって話じゃないと思うんですよ。

それから、今度はもう一点なんですけどね、権現荘に関わる部分の審査、これね、やはり無償譲渡、無償譲渡って言ってきて、9,000万つけてますよね。これは空き家で言えば、使用していない空き家や空き地などの不動産を、その希望する人へ無料で譲り渡すこと、いわゆるただなんです。これを無償譲渡っていうんです。

でだ、じゃあその場合ですよ、譲渡した場合、対価として代金を支払うのが一般的ですが、無償譲渡では、対価がゼロ円となります。法律的にはこのような行為は、譲渡ではなく譲与と呼ばれます。いわゆるね、法人が法人、行政だってそうですけど、法人に無償譲渡する場合、これは譲与税がかかってくるんですよ。おまけに9,000万円の現金つきですよ。その辺の税制法上の問題、いわゆるただ、9,000万つけてあげましたよ。あと知りませんで終わるんでしょうか。その辺について審査したかどうか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

古畑議員のご質問にお答えいたします。

今ほどありましたディディエフの社長との中でのパワーハラスメントの問題であるとか、それ自体が、今回の現地視察等の協議題に入っておりませんでしたし、確かに古畑議員が傍聴議員としてそれに触れられていたのは私も確認して、今回は協議題と違うことなのでご遠慮くださいと言ったのも事実でございます。

正直言いまして、委員会のほうにも特段、被害者である方からの申入れであるだとか、ディディエフ側からのこういう問題があるだとかっていうのが正式に伺っておりませんので、それについては特段、今対応していないというのが現状でございます。

それから、権現荘につきましても、休憩中の報告で、今現状の報告はいただきましたが、9,000万をつけて譲渡することについてとか、また、法人から法人への譲与という部分についての議論も、権現荘についての協議というのは全くございませんでしたので、ご報告いたします。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

議長が主催されて、この間、片山元総務大臣、議会研修をさせていただきました。やはりその結果については責任を持つこと、これは議会としてね、議員として。それからやっぱりちゃんと調査すること、行政がいろんなことを執行する場合に、行政に対して監視役というのが、議員に対して大きな責務と言えます。

やはり先日ね、渡辺栄一さんが、やっぱり議員広報を出しました。この中でやっぱり書かれてますけどね、権現荘については総事業費18億8,100万円、資産価値4億1,850万円ですよ。これをただであげて、さらに9,000万までつけてあげる。

でだ、もらったほうが、アッサンですか、それに対する税収ってのはね、これかかっていくでしょう。無償譲渡なのにね、不労所得ですよ、ただでもらったって言ったって。これ相当かかってくるんじゃないですか、資産価値から考えても。さらに9,000万の現金をあげてるんですよ。そこまでは皆さんちゃんとやったでしょうね、調べたんですか。だけど、それを調べるように言うのが議会じゃないですか。

今回のさあ、パワーハラスメントの問題だって、最初から協議題に上げとけばいいじゃないですか、ディディエフの社長が来てるのに。パワハラをやった張本人がそこにいるのに、何でそれを委員会として項目に上げて調べなかったのか。これはね、保坂さん、どう考えても審査不足と言わざるを得ませんよ。

権現荘の話だってそうでしょう。大した話もしないで私の物言いが悪いからといって、委員会の中でつるし上げて、私に答弁の機会も言い訳する機会も与えずに、これ、つるし上げというんですよ。それも見事なパワハラです。それは注意して、今後そのことがないようにということで了解されたようなんで、それでいいですけど。

そういうことをやっぱり、もう私どもの任期も、あと僅かですから、そういうところを念頭に置いて、委員会審査、運営をしていていただきたい。してない以上、委員長報告としては答えられませんからね。こちらのほうでは強く審査の要望をお願いいたしたいと思います。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

古畑議員のご質問にお答えします。

ご質問というよりもご意見等というふうに受け止めました。先ほどもいろんな古畑議員のご指摘の部分につきましても、十分そういうご意見、また主張、またその経験値から来るいろんな思いっていうのはあるかと思います。委員長としましては、各委員に何かを制限したとか、何を提案しちゃいけないとかって言った覚えは一つありませんし、委員のほうからそういった提言なり、また、古畑委員のそういうご指摘を捉えて、上がってくるものについては全然、何ていうかな否定したのもでもございませんので、私は、私として行政から上がってきた協議にかけてほしいという内容に

ついて、まともにというか、素直に受け止めたことを、委員のほうに諮って、委員会審査をしてきたつもりでございますので、答えになってるかどうか分かりませんが、そういう制約はかけていないということでご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかに。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○１８番（田原 実君）

よろしくお願いします。公共交通の仕組みの維持という点から伺いたいんですけども、運転士さんと担い手の方が、大変厳しくなってきたという状況において、委員会の中ではその点、どのような質疑があったのか、もう少し掘り下げてご報告いただければと思います。お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔１１番 保坂 悟君登壇〕

○１１番（保坂 悟君）

田原 実議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの委員長報告の中で述べさせていただいたとおりでございます。鉄道路線バス、高速バスを利用しやすくするための工夫、タクシーやコミュニティバス、ライドシェア、自動運転車両等の導入などの二次交通、積極的な運転士確保策の推進、キャリア教育と交通業界の人材育成の連携、医療機関や福祉タクシー等の連携についての質疑がありました。ここは質疑と報告述べましたが、基本的には、公共交通計画（案）に対しての各議員からの意見というふうなことで、その回答につきましても、皆さんの意見を反映していくような形でのご回答がほとんどだったので、まだまだこれからいろいろ議論をされる計画でございますので、そこまでの議員の個々の質問に対して細かく回答したというものではございませんので、その辺ご了解いただきたいと思います。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○１８番（田原 実君）

公共交通網の維持ですね、存続、大きな問題です。それで、それを果たすためには財源が必要ですよ。計画案の中に、そういった財源というものを盛り込んだ形で計画が示されたのかですね。示されてないとすれば、どういうふうにしてそれを確保するんですかというところになるんですけど、その点は委員会の中でいかがでしたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔１１番 保坂 悟君登壇〕

○ 1 1 番（保坂 悟君）

田原 実議員のご質問にお答えいたします。

今回、財源という角度での質疑はありませんでした。むしろ、今回出された計画の中身、項目等について、これはどういう考え方なのかとか、ここはどういうふうに運用していくのかという、例えばホームページであるだとか、そういったところへのご指摘はございましたが、その財源に関わる根拠みたいなものを示すようにとか、その財源内訳について、国とか県とかからの関わりあるかとかという質問はございませんでした。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○ 1 8 番（田原 実君）

委員会、一生懸命やっていたと思いますんで、財源についてはどうだというのは、もうこれでやめたいと思いますけど、それがなければですね、その計画も進まないわけですから、今後、そういったところを注意しながら進めていただければと、お願いいたします。

終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔 1 1 番 保坂 悟君登壇〕

○ 1 1 番（保坂 悟君）

田原 実議員のご指摘ありがとうございます。

行政のほうでは、その計画の中でいろんなものが事業化されていく中で、国・県等のメニューに合わせていろんな形で財源措置をされていくものと思います。

また、身近なものであるとか市が対応できる財源については、いろんな沿線自治体だとか、高速バスであるだとか、いろんなところの分野と協議しながら財政措置をしていくものというふうに考えております。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔１２番 田中立一君登壇〕

○１２番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、閉会中に所管事項調査及び市外調査を行っておりますので、その内容について、ご報告いたします。

まず、１１月１３日の所管事項調査について、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、社会福祉施設の現状と課題についてであります。

担当課より、前段に開かれた委員会協議会において、介護保険事業の運営状況について資料が示され、糸魚川市の人口・高齢化率について説明があり、令和７年に７５歳以上の高齢者数がピークを迎える見込みである。要介護・要支援認定者数、保険給付費は減少傾向にあり、特別養護老人ホームの待機者数は、令和５年度で２３４人と１０年ほどで約半分になるなどの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、要介護・要支援認定者数と認定率の推移についての質疑があり、平成２７年に約５００人近い要介護５の方が、現在では約２５０人と半減している要因についての質疑があり、推測の域になるが、要支援と介護にならないという意味でフレイル予防の取組をしている。また、介護が必要な状態になっても自立支援や重度化防止のためにリハビリテーション的なアプローチで関わる事業もやっている効果が出ていることが要因の一つと考えている。もう一つは、特別養護老人ホームの施設の中で入所者の回転率が速くなっているということと同じような状況が、介護認定においても起きているのではないかと考えているという答弁でした。

委員より、この要介護が半減してきているということで、要介護５を認定するに当たり、その認定基準が厳し過ぎることによって要介護５になれないということはないかとの質疑に、過去からにおいても、特段、認定の基準や介護度合いは、介護の手間を評価するものになっていて、全てのできる・できないの動作を分単位の時間数に置き換えるが、基準が変わったということもなく、適切に認定のほうはしているという答弁でした。

要介護５が減ってきて、待機者が減ってきている割には上越のほうの施設へ入ったとか、上越に流れていっている人がいるのではという質疑では、糸魚川に介護保険の身分は置いたまま上越の施設に入ったりする方は、確かに最近増えている。理由としては、各施設とも職員、その中でも看護師の配置が非常に厳しい状況があり、医療的ケアが必要な方やニーズの高い方を受け入れられなかったりする場合があり、そういう方は上越にやむなく行っていただかないといけない状況がある。また、特別養護老人ホームと別に介護医療院という看取りに特化したような施設は、市内にはないが、富山県や上越市にはあるので、そういった方が市外の施設をご利用されているという答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

次に、去る１０月２８日、２９日、３０日に市外調査を行っておりますので、ご報告させていた

だきます。

調査内容は、静岡県裾野市の書かない窓口について、埼玉県草加市の動物の愛護及び管理に関する条例の制定について、東京都練馬区の高齢者みんな健康プロジェクトについてであります。

まず、裾野市の書かない窓口についてでは、窓口混雑の改革に着手した裾野市は、窓口WEB予約システム「Frontdesk」の導入、おくやみワンストップ窓口「おくやみコーナー」の開設、さらに書かない窓口の実現に向けて、受付まで待たせない、寄り添うサービスに努め、業務委託していた市民課の窓口を直営化するなど、全庁的な組織体制の構築を行いました。

委員からは、市民課の職員が実際に窓口において自分で体験するというをやっている、身をもって体験することで問題点がよりよく把握でき、窓口の配置を含めて抜本的に使いやすい、利用者だけでなく職員も使いやすいように改善しているよい取組だと思った。また、インターネットでも窓口の予約ができるシステムは、当市のように高齢の方が多いところでもできるか検討が必要であるし、出生や結婚など、人生の節目の手続を色分けでやるというのはいいと思う。窓口の体験調査は、当市でも8月末に裾野市と同様にBPRアドバイザーにより行ったが、さらにブラッシュアップしていけばいいと思う。書かない窓口やインターネットでの窓口予約が実現すれば、裾野市でもスペース的にも省略化できたという話があり、窓口のソフト面から入って、ハード面の変更も考えられるため、書かない窓口の実現に向け、さらに取組を進めていただきたいと思うなどの意見が出されました。

次に、埼玉県草加市の動物の愛護及び管理に関する条例の制定についてであります。

草加市議会では動物に対する取組を一步進めるため、議長が動物愛護条例制定の議案を議会から出すという提案をし、ワーキンググループを結成、令和6年6月に全会一致で可決・成立し、本年8月に施行されました。条例制定に当たり、超党派の意欲的な議員でワーキンググループを結成。県の条例や他市の事例など調査・協議した内容を執行部と意見交換、パブリックコメント、視察も行いました。

委員からは、草加市は、国の法律にのっとって動物の種類を決めていたが、当市の場合は、昆虫・魚類・両生類など、より多くの種類の動物がいるため、そういったものも含めたほうが、当市にはマッチすると思う。災害時のペットの受入れ体制の整備では、避難所に整備されているという説明を受けたが、ブルーシートを置く程度の対応と聞き、しっかりしたペット避難体制ができているのかと思ったが、違った。この条例ができたことによって、殺処分の頭数は少し減ってきているというが、本当に市全体で人と動物に対して優しいまちづくりが今後どのようになっていくのか、何年か後に、この条例ができたことによって、その効果というものを知りたいと感じた。議会主導で、条例をつくったということだが、行政側と議会側のキャッチボールを十分やりながらやっていかないと感じた。当市の現状がどうかということも重要で、当市は動物に優しいまちなのか、飼い主の飼い方は適切か、避難所に関しては、津波のリスクも考慮した中で地域の現状に合ったものを考えていかななくてはいけないなどの意見がありました。

次に、東京都練馬区の高齢者みんな健康プロジェクトについてであります。

練馬区では、65歳以上の人口約16万3,000人、高齢化率22%、要介護認定者数が約3万6,000人という高齢者の現状を踏まえ、令和6年度から9年度の第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を作成し、高齢者みんな健康プロジェクトを推進しています。理念として、高齢

者の尊厳を大切にする。自立と自己決定を尊重する。社会参加と地域の支え合いを促進するなどを掲げ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進することを目標にしています。施策としては、元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進をはじめ、6つの施策を推進し、拠点施設として、街かどケアカフェを設置し、庁内関係各課及び薬剤師会などと連携した取組を行っています。

委員からは、当市でも健康プロジェクトに近い取組はやっており、健康寿命の年齢が少しずつ上がっているが、練馬区の街かどケアカフェは、広い年齢層が集まっている。どうしたら楽しく健康寿命を延ばせるかというだけでなく、地域内の人とのコミュニケーションや地域のサークル団体とも一緒に協力していけば、糸魚川らしいよい取組になっていくのではないかと。今のお年寄りの好みは多様化しているという説明があり、街かどケアカフェの集まりで、特に男性の集まりがよくないことから、生活支援コーディネーターの方がマージャンなど集まりやすいメニューを探しながら提供し、対策を取っているというのはよかった。また、当市でも非常に関わってくるものとして、多剤服薬の問題がある。高齢者にとって喫緊の問題であり、薬剤師と相談して、その改善に当たっているという説明であったが、当市においても改善していくために手を打っていかなくてはならないと思うなどの意見がありました。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査及び市外調査の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、宮島 宏議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

議会運営委員会では、去る10月25日と11月21日から22日に市外調査を行いましたので、その内容と集約事項について、ご報告いたします。

10月25日は、上越市議会への市外調査で、その目的は、本年元日の能登半島地震の発災を受け、大規模災害時、あるいは緊急時の糸魚川市議会や議員の活動の基本方針、いわゆる議会BCP

となるものを構築するためのものであります。

上越市議会では、平成28年の2月に大規模災害時の議員活動指針が策定されており、その策定のための調査、研究、検討などの経過や能登半島地震の際の実際の運用状況について研修してまいりました。

上越市議会の大規模災害時の議員活動指針では、最初に大規模災害の定義があり、市議会及び議員は災害対策本部の業務が円滑に遂行できるよう側面からの支援を原則としております。また、発生時の市議会及び議員の行動として、議長の登庁、連絡体制の確立と地域での活動や情報収集、発生時期やそれに応じた議会の対応についての基準が明確になっていました。さらに、議長の対応や議長の代理についても明示されていました。さらに上越市議会では、年4回、大規模災害発生を想定した情報伝達訓練を行っているとのことでした。

委員からは、大規模災害時の議員活動指針の策定の必要性を強く感じた。電子メールでは連絡した議員が見たかどうかを把握できないけれども、上越市が使用しているLINE Worksでは、誰が見たか見ていないかが、互いに把握することがよい。LINE Worksは、支給されているタブレットだけでなく個人のスマホにも入れることができ、災害時は重たいタブレットよりもスマホが使いやすい。LINE Worksにはアンケート機能があり、それを使って大規模災害時の安否確認にも利用できる。当市議会でも早急に導入を検討すべきなどの意見がありました。また、LINE Worksの導入が、議会事務局の負担の増加にならないかという懸念については、上越市議会では、安否確認や諸連絡は電子メールではなくLINE Worksに切り替えて一本化したので、むしろ負担減になっているとのことでした。

11月21日から22日には、諏訪市議会と駒ヶ根市議会への市外調査を行っております。

諏訪市議会では、糸魚川市議会政治倫理規則の条例化のための参考とするための目的で、令和2年12月に公布された諏訪市議会議員の政治倫理に関する条例について研修を行いました。これは、昨年度来、議会運営委員会でハラスメント防止条例を検討している中で、既にある政治倫理規則、あるいは議員の基本条例、それとの整合性を図ることが大事だということが、議会運営委員会の委員からずっと指摘されてたことです。それを受けて、今後、政治倫理規則の見直しをしなければいけないというふうに議会運営委員会の中では一致しております。そのための研修であります。

諏訪市議会の政治倫理に関する条例については、平成30年12月に制定された諏訪市議会基本条例の第8条、議員が守るべき政治倫理の基準を明確にし、市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的として制定されています。

委員からは、議会改革を目的として制定されたものであることがよく理解できた。罰則規定がないことに大変驚いた。茨城県の取手市の情報管理課長の岩崎弘宜氏に議会改革アドバイザーを委嘱しているが、当市議会も、このようなアドバイザー的な人の意見を取り入れたらどうか。政治倫理条例の制定に当たって諏訪市議会ではパブリックコメントを実施しているが、このような外部の意見を聞く姿勢も大事である。理念的な色彩が強い条例ではあるが、それがブレーキになっている。諏訪市議会の条例には、当市議会の政治倫理規則にはない市民の責務が明示されていることや、議員だけでなく市民からの請求で審査請求ができること、さらに改選後のベテラン議員による新人議員に対する種々の条例についてのレクチャー、こういった点は大変評価できる。参考になるという意見がございました。

次に、駒ヶ根市議会では、今後の議会改革を進める目的で研修をしてまいりました。同市議会では、LINE Worksの活用と、議会機能向上推進委員会、クールダウンミーティング、ツキニミーティング、市民と議会の意見交換会、こども未来会議、ワクワク未来部会、高校生未来会議、一般質問ヒアリング、基本条例の検証と改正、議会広報モニターの委嘱など、多数の議会改革の取組について説明を受けました。

委員からは、LINE Worksの導入によって、議会事務局の業務の増加になるのなら導入しないほうがいいのではないかと。様々な議会改革をしており、大変お手本になる。このような議会改革は、議長の強い思いがあつてからこそできるものだった。LINE Worksの導入によって事務局の負担が増えるかどうかについて確認したが、これまでメールによる連絡であると、一々メールを見たかどうかを、その後、電話で確認してたそうです。そういった二度手間がLINE Worksによって、既読の表示が出るためにする必要がなくなり、むしろ業務の減少になっていると、仕事量の減少になっているということが説明がありました。さらにLINE Worksは30人までであれば無料であり、さらにスケジュール管理やアンケート機能もあり、活用できる。LINE Worksは大変よいと思ったけども、導入に当たり、駒ヶ根市議会では、部会の設置や、それから、さらに試行的な運用をした上で導入をしているのがよかった。LINE Worksは、連絡の一本化ができる点では大変よいのであるが、使いたくないという議員がいた場合に、どのように対応するかを考える必要がある。駒ヶ根市の場合は、40代から70代という幅広い年齢の議員が使っていることはすばらしいと思った。LINE Worksは非常に便利であり、使いこなしていくしかないという意見もございました。

さらに、委員会の後、30分間いろいろな議題について自由に討議するクールダウンミーティングについては、とても衝撃を受けたと。議会の議員間討論ではなくてクールダウンミーティングという、少し気楽な雰囲気での話し合いというのが、議会では大事なんじゃないかということでもあります。

さらに、タウンミーティングというものは、議員が市役所外に出て、市民の目線がある場所に向いて、議員が話し合うものであります。これも非常に参考になるんじゃないかというご意見がありました。いろんな議会改革の取組がある中で、事務局はメモを取る程度の関わりであるので、事務局の負担にはなっていないということも評価できる。駒ヶ根市議会では、議員全員がタブレットを使用しているだけでなく、実は、本会議に出席する行政職員も全てタブレットを使用しているそうです。

さらに驚かされたのは、議場に持ち込んだタブレットをインターネットに接続して、いろんな情報をその都度、検索したり調べたりすることも許されているとのこと。さらにさらに、個人のスマホによって情報を検索することも駒ヶ根市議会では許されているとのこと。もちろんその使用は、その議会に関係するものという前提はありますが、非常に私は驚かされました。

ほかにも意見がありますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議会運営委員会の所管事項報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第５．議案第８１号

○議長（松尾徹郎君）

日程第５、議案第８１号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第８１号は、令和６年度一般会計補正予算（第３号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ３,３２０万円を追加いたしております。これは１０月２７日執行の衆議院議員選挙にかかる費用を補正したものであります。

歳出につきましては、２款総務費、衆議院議員選挙の追加であります。

次に、歳入につきましては、所定の特定財源として、県支出金を充当したほか、所要の一般財源として、前年度繰越金を充当いたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第81号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議事の都合により、ここで11時40分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

〈午前11時28分 休憩〉

〈午前11時40分 開議〉

○副議長（横山人美君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま議長、松尾徹郎議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横山人美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1．議長の辞職許可について

○副議長（横山人美君）

追加日程第1、議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松尾徹郎議員の退場を求めます。

〔5番 松尾徹郎君退席〕

○副議長（横山人美君）

職員に、辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（磯貝 直君）

それでは、辞職願を朗読いたします。

令和6年12月2日。

糸魚川市議会副議長、横山人美様、糸魚川市議会議長、松尾徹郎。

辞職願。

今般、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○副議長（横山人美君）

辞職願については、ただいまの朗読のとおりであります。

お諮りいたします。

松尾徹郎議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横山人美君）

ご異議なしと認めます。

よって、松尾徹郎議員の議長の辞職については、これを許可することに決しました。

松尾徹郎議員の退場を解きます。

〔5番 松尾徹郎君着席〕

○副議長（横山人美君）

ただいま議長の辞職について許可されました松尾徹郎議員から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横山人美君）

松尾議員。〔5番 松尾徹郎君登壇〕

○5番（松尾徹郎君）

議長退任に当たり、一言お礼を兼ねまして、ご挨拶を申し上げます。

本来、ハラスメント防止条例を推進する立場でありながら、同僚議員への助言のつもりがハラスメントに当たるという結論が出ましたことは、誠に残念であります。同一会派の一員としても、これ以上の混乱は避けるべきであると考え、議長を辞することといたします。

これまでの間、議会運営等における皆様のご協力に対し感謝申し上げますとともに、議長職を経験し、多くのことを学ばせていただきました。貴重な体験をさせていただきましたことに、改めまして感謝申し上げ、誠に簡単ではございますが、退任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（横山人美君）

暫時休憩します。

〈午前 11 時 44 分 休憩〉

〈午前 11 時 48 分 開議〉

○副議長（横山人美君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が欠員となりましたので、議長選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として日程の順序を変更して、直ちに議長の選挙を行うことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横山人美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第 2．議長選挙

○副議長（横山人美君）

追加日程第 2、議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（横山人美君）

ただいまの出席議員数は、18 人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（横山人美君）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横山人美君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（横山人美君）

投票箱、異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でお願いします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票願います。

なお、議会の選挙では、同一の姓または名前の議員がいる場合、姓のみ、または名のための投票があったときは、何人を記載したかを確認し難いものに該当し、無効票になりますので、ご注意願います。被選挙人の氏名をフルネームでお書きください。

それでは、点呼を命じます。

議会事務局長。

○議会事務局長（磯貝 直君）

それでは、お名前を申し上げます。

順次、投票をお願いいたします。

1 番、利根川 正議員、2 番、阿部裕和議員、3 番、横山人美議員、4 番、新保峰孝議員、5 番、松尾徹郎議員、6 番、伊藤 麗議員、7 番、田原洋子議員、8 番、渡辺栄一議員、9 番、加藤康太郎議員、10 番、東野恭行議員、11 番、保坂 悟議員、12 番、田中立一議員、13 番、和泉克彦議員、14 番、宮島 宏議員、15 番、中村 実議員、16 番、近藤新二議員、17 番、古畑浩一議員、18 番、田原 実議員。

以上であります。

〔投票〕

○副議長（横山人美君）

投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横山人美君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（横山人美君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、利根川 正議員、8番、渡辺栄一議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

〔1 番、利根川 正議員、8 番、渡辺栄一議員 立会い〕

○副議長（横山人美君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票。無効投票2票、うち白票2票。

有効投票中、保坂 悟議員12票、古畑浩一議員2票、横山人美議員1票、田原洋子議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、保坂 悟議員が、議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました保坂 悟議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、保坂 悟議員から挨拶をいただきます。

保坂 悟議員。

〔「副議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横山人美君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

ただいまの議長選挙におきまして、議長に就任をさせていただきました保坂 悟でございます。今ほどは、議員の皆様にご投票いただき、心より感謝を申し上げます。

糸魚川市議会議員として21年間議員の活動を行ってまいりました。糸魚川市議会では、これまでに副議長、常任委員長、各特別委員会で委員長を経験させていただいておりますが、議長は初めてでございます。不慣れな点があるかと思いますが、誠心誠意、議長の役目を果たしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、今期の任期満了日は、令和7年4月23日となっておりますので、大変短い期間でございます。議長として、市議会という職場からハラスメントをなくすためのルールづくりを全力で取り組みたいと決意しております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○副議長（横山人美君）

それでは、保坂 悟議員、議長席にお着きください。

〔議長 保坂 悟君 議長席に着席〕

○議長（保坂 悟君）

昼食時限のため、1時まで休憩といたします。

〈午後0時02分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6．議会運営委員会委員の選任について

○議長（保坂 悟君）

日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

議長ね、次の日程に入る前に、あのさ保坂議長って、建設産業常任委員会の委員長ですよ。今の時点で、議長と建設産業常任委員会の委員長を兼ねてことになる。あなた、もしかして常任委員長やりながら議長もやるんですか。そうなってくると、一番最初にやらなくちゃいけないのはさ、建設産業常任委員会の委員長をどうするかを委員会の中ではっきりしなくちゃいけない。そのまんま保坂さんは、議長と議会の運営委員会の委員長を兼ねるんなら、そのまんまでいいです。だけど、次の日程に入った時点で、あなたは議長と建設産業常任委員会の常任委員長を兼ねることになる。今までこういった例、ほとんどないんですよ。市議会始まって以来だと思うけど。そこをはっきりさせないと、次の日程入った瞬間に、あなた両方兼ねたことになる。

でだ、会期中の建設産業常任委員会のために委員長を変えてしまうよりも、今、議会運営委員会もやるわけだしさ、建設産業常任委員会もやらないと。やったほうがよろしいかと思うんですが、いかがですか。

○議長（保坂 悟君）

今ほど、議事進行ということで、古畑議員のご指摘のあったとおり、当初、議長と常任委員長が兼務するという形はこれまでになかったと思います。今回、常任委員会の開催のときにするか、本日にするかというのは、正直言いまして、議長選挙がどういう結果になるか分からなかったものですから、そういった対応は今現在しておりません。

ただ、今、古畑議員からのご指摘があったとおり、建設産業常任委員会の委員の皆様のご了解をいただければ、常任委員会を開催しまして、新しい委員長人事を互選をしたいと思います。今日付で、私のほうは建設産業常任委員会委員長の辞任の意向を提出させていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

だから、その辺をうまく。それから、議会の承認が要るからね。新しい議事日程に追加しなくちゃいけない。今、保坂議長が言うようにさ、どなたが議長になるのかははっきりしなかったんで、その対応については事前に議会事務局でも準備できなかったのはよく分かる。なんたって糸魚川市議会始まって以来の出来事だから、そこは議事日程に追加することにご異議ございませんかと議会全体に諮って、その後、建設産業常任委員会の委員の皆さんを委員会室でも集めて、速やかに決めていっていただきたいと思います。それから、次の日程入ったほうがよろしいかと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（保坂 悟君）

今ほど議事進行ということで、古畑議員のご指摘について、今、事務局とちょっと相談をさせていただきたいと思いますので、暫時休憩いたします。

〈午後1時04分 休憩〉

〈午後1時04分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほどの古畑議員の議事進行によって提案されました建設産業常任委員会については、本会議の議事日程にするということは、なじまないということであります。

ただ、今この機会に休憩を取りまして、建設産業常任委員会を開きまして、委員長、副委員長の互選を図りたいと思いますが、皆様、休憩を取ることに對しましてご異議なければ、そのように進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

異議なしと認めます。

よって、ここで休憩を取りまして、急遽、建設産業常任委員会を開催したいと思います。よろしくをお願いします。時間はちょっと分からないので、少し時間を要するというご了解いただきたいと思います。

では、休憩いたします。

〈午後 1 時 0 5 分 休憩〉

〈午後 1 時 1 8 分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど古畑議員の助言、ご指摘により、建設産業常任委員会を開会いたしまして、私、保坂が委員長を辞任の許可を得まして、そのまま委員会のほうで正副委員長の互選が行われました。その結果について、ご報告いたします。

建設産業常任委員会委員長に、利根川 正議員、副委員長に、田原洋子議員となりました。

以上で報告を終わります。

次に、日程第 6、議会運営委員会委員の選任を行います。

11 月 8 日に、和泉克彦議員が辞任したことにより、現在、議会運営委員会委員が 1 名欠員となっておりますことから、委員の補充を行います。

新しい議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

新しい議会運営委員会委員には、古畑浩一議員を選任いたします。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

〈午後 1 時 2 0 分 休憩〉

〈午後 1 時 4 1 分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会が開かれ、宮島 宏委員長の辞任が許可され、辞任に伴い新しい委員長の互選が行われましたので、その結果について、ご報告いたします。

委員長には、古畑浩一議員、以上であります。

この際、議長の交代に伴い、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第 3 として直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第 3．議席の一部変更について

○議長（保坂 悟君）

追加日程第 3、議席の一部変更についてを議題といたします。

議席は、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議長において指名をいたします。

変更後の議席番号及び議員名を職員に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（磯貝 直君）

それでは、変更後の議席番号及び議員名を該当の議員のみ朗読いたします。

5 番、保坂 悟議員、11 番、松尾徹郎議員。

以上であります。

○議長（保坂 悟君）

お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

なお、移動につきましては、次回の会議からといたします。

日程第 7. 議案第 82 号から同第 89 号まで

○議長（保坂 悟君）

日程第 7、議案第 82 号から同第 89 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 82 号から議案第 85 号までは、新潟県人事委員会の給与勧告に準拠いたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 82 号は、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 83 号は、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 84 号は、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 85 号は、糸魚川市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第 86 号は、糸魚川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、雇用保険法の改正に伴う就業手当の廃止等に対応したいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 87 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでありまして、番号法の改正に伴い、関係条例の引用条項を整理いたしたいものであります。

議案第 88 号は、新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてでありまして、新潟県市町村総合事務組合が共同処理をする事務の構成団体の加入に伴い、規約を変更いたしたいものであります。

議案第 89 号は、損害賠償額の決定及び和解についてでありまして、教職員の起こした自動車事故のうち、物損事故に係るものについて、その損害賠償額を決定し、相手方と和解するため、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 8．議案第 90 号から同第 99 号まで

○議長（保坂 悟君）

日程第 8、議案第 90 号から同第 99 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 90 号は、糸魚川市糸魚川ジオステーションジオパル条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、ジオラマ鉄道模型ステーションの整備維持費用といたしまして、設備の利用者に対し、応分の負担を求めたいため、使用料の改定を行いたいものであります。

議案第 91 号は、糸魚川市スキー場条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、燃料費の高騰に伴い、入浴施設に係る利用料金の改定を行いたいものであります。

議案第 92 号は、糸魚川市白馬山麓国民休養地条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、高浪の池キャンプ場の収益性を高めたいため、使用料の改定を行いたいものであります。

議案第 93 号は、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、田屋会館を地元自治会に譲与することに伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 94 号は、糸魚川市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、簡易水道事業の料金体系及び加入金の統一を図るため、料金の改定等を行いたいことから、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 95 号は、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、カーボンニュートラル化対象ガスの名称を「カーボン・オフセット都市ガス」に改めたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 96 号は、財産の譲与についてでありまして、議案第 93 号でご説明したとおり、田屋会館の建物を地元、下田屋自治会に譲与するため、議会の議決をお願いしたいものであります。

なお、譲与予定日は令和 7 年 1 月 1 日であります。

議案第 97 号及び議案第 98 号は、字の変更についてでありまして、県営農地環境整備事業により、字を整理するため、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第 99 号は、市道の認定についてでありまして、民間の宅地開発により市に帰属していただく道路について、市道桜木南北 2 号線として認定したく、議会の議決をお願いしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第９．議案第１００号から同第１０２号まで及び同第１０４号から同第１０６号まで

○議長（保坂 悟君）

日程第９、議案第１００号から同第１０２号まで及び同第１０４号から同第１０６号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第１００号は、糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、し尿くみ取り量の減少及び物価の高騰に伴い、収集運搬費が割高となることから、し尿くみ取り手数料を引き上げる改正を行いたいものであります。

議案第１０１号は、糸魚川市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、障害者地域活動支援センターの統合等に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第１０２号は、指定管理者の指定についてでありまして、糸魚川市斎場及び能生火葬場の指定管理者を、五輪・糸魚川二幸グループに指定いたしたいため、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第１０４号は、令和６年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）でありまして、歳入歳出それぞれ１,６１０万５,０００円を追加いたしたいものであります。

議案第１０５号は、令和６年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）でありまして、歳入歳出それぞれ２３３万３,０００円を追加いたしたいものであります。

議案第１０６号は、令和６年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）でありまして、歳入歳出それぞれ２７０万９,０００円を追加いたしたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第10．議案第103号

○議長（保坂 悟君）

日程第10、議案第103号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第103号は、令和6年度一般会計補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ8億5,889万円を追加いたしたいものであります。

歳出の主なものは、2款総務費では、一般管理費、職員人件費とふるさと糸魚川応援給付金事業の追加、3款民生費では、生活保護扶助費の追加、4款衛生費では、医療人材確保対策事業と鳥獣対策事業の追加、8款土木費では、道路除排雪事業と土砂災害緊急事業の追加、10款教育費では、学校給食費軽減事業（物価高騰対策）の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、繰越明許費の補正、地方債の補正は、第2表、第3表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によって、ご了承願います。

日程第 11. 請願第 5 号

○議長（保坂 悟君）

日程第 11、請願第 5 号を議題といたします。

本定例会において受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第 5 号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

〈午後 1 時 55 分 散会〉

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員